

19 児童虐待防止対策の充実について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童相談所の児童心理司や市町村の専門職員の配置について、法律上義務化するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 施設の小規模化・地域分散化が推進されるよう、施設整備に係る交付金に必要な財源を確保すること。
 - ・ グループホームの設置促進を図るため、措置費上の職員配置基準を引き上げるとともに、適切な財政措置を講じること。
 - ・ ファミリーホームの設置促進を図るため、法人が設置する場合には措置費を定員払いとするとともに、個人が設置する場合については定員払いの期間を延長すること。
 - ・ 特別養子縁組を前提とした新生児里親委託(愛知方式)を推進するため、出生前から早期の取組を認める現行制度を維持するとともに、特別養子縁組成立前の監護期間中に育児休業が取得できるよう、育児休業法の改正を行うこと。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

- 児童相談所における児童虐待相談の対応件数は急増しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童相談所は児童虐待の中核的専門機関であり、職員体制を強化する必要があるが、児童福祉司が児童福祉法で配置が義務づけられ、配置基準(地方交付税算定基礎)も示されているのに比べ、児童心理司は法律上明確にされておらず、配置基準も示されていない。
- 市町村においては、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を配置する努力義務が課されているが、相談ニーズに的確に対応するためには、専門職員の配置基準を明確にし、配置を義務付ける必要がある。
- 社会的養護を必要とする児童ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、国においては、本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。この目標を達成するため、都道府県においては、児童養護施設等が策定する「家庭的養護推進計画」との調整を図りながら、平成27年度から平成41年度までの15年間を推進期間とする「都道府県推進計画」を策定することとされた。本県においても児童養護施設等の計画等を踏まえ、県推進計画を策定したが、現時点では国の目標から大きく乖離しており、今後、国の目標に向け計画を見直していく必要がある。
- 家庭的養護を推進するための施設の小規模化・地域分散化は、大規模改修等を伴うものであることから、施設の財政負担を軽減するためには、施設整備交付金が不可欠である。今後、計画期間中にほとんどの施設が申請を行うことが見込まれる。

- グループホームは、生活支援や家事など職員の負担が大きいにもかかわらず、措置費算定上の職員配置基準が少なく、実態に合っていない。設置を促進するためには、措置費算定の見直しが必要である。
- 法人型ファミリーホームは、自営型ファミリーホームと異なり、養育者及び補助者を雇用する必要があることから、安定的な運営ができるよう、現員払いから定員払いに改める必要がある。また、自営型ファミリーホームについては、委託児童の生活の安定を図るためには児童を徐々に増やしていく必要があり、定員に達するまで相当期間必要なことから、定員払いの期間を現行の6か月から1年程度まで延長する必要がある。
- 本県では、望まない妊娠について妊娠中から相談に応じ、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託（愛知方式）を推進している。現在、養子縁組を規制する養子縁組あっせん法（試案）が超党派の議員を中心として検討されており、この案には、生後3か月まで実親の養子縁組の同意を得ることを禁止する措置が含まれていることから、そのまま立法化されると人格形成に重要な出生直後から委託する愛知方式の推進に支障をきたす恐れがある。
- 育児・介護休業法では育児休業の対象を「1歳に満たない子」とし、「子」とは法律上の子（実子又は養子）に限ると解されており、特別養子縁組を成立させるための監護期間中の子は対象とされないため、里親が就労中の場合は、退職せざるを得ない状況が生じている。特別養子縁組を前提とした里親委託推進のためには、育児・介護休業法の「子」の範囲について制度改正が必要である。平成27年8月発表された厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」による報告書において、「特別養子縁組の監護期間と養子縁組里親については、法律上の親子関係を形成することを目指していることから、法律上の親子関係に準ずる関係であると言えるため、育児休業制度の対象となる子の範囲に含めることを検討すべきである。」との方向性も示されており、早急に法整備を図るべきである。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多いが、保護者指導への影響を考えると、厳格な納入指導が行えない状態である。虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、負担金の減免を検討する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 専門職員の配置根拠

	児童福祉司	児童心理司	市町村の専門職員
配置根拠	児童福祉法第13条 (義務規定)	児童相談所運営指針	児童福祉法第25条の2 (努力義務規定)
配置基準	人口170万人当たり36人 (地方交付税算定基礎)	なし	なし

◇ 愛知県における家庭的養護の状況

平成27年3月1日現在

	施設の本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム	計
入所（委託）児童数	968人	85人	179人	1,232人
割合	78.6%	6.9%	14.5%	100%